岡山労働局発表令和7年10月30日

報道関係者 各位

【照会先】

岡山労働局 労働基準部 監督課 監督課長 岸本英明 過重労働特別監督監理官 三見明弘 電話 086-225-2015

11月は「過労死等防止啓発月間」、「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」

~ 過労死等防止対策推進シンポジウム、過重労働解消キャンペーンなどを実施~

厚生労働省では、過労死等を防止することの重要性について、国民の皆さまの関心と理解を深めるため、過労死等防止対策推進法で11月を過労死等防止啓発月間と定め、岡山労働局、労働基準監督署で周知・啓発などに取り組んでいます。岡山労働局では、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、岡山労働局長による県内のベストプラクティス企業の職場訪問、全国一斉の無料電話相談、長時間労働が行われていると考えられる県内事業場への重点的な監督指導などを実施します。

また、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置付け、大企業・委託事業者による長時間 労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、「しわ寄せ」防止 対策の取組の周知・啓発などを行います。

11月の取組の概要

1 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催【資料No.1】

11月26日(水)14時30分から、岡山国際交流センター(2F国際会議場)において、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

フリーライターの橋本愛喜氏による講演①「物流業界に蔓延る労働問題 ~ その本質と真の解決策を求めて~」、早稲田大学教育・総合科学学術院教授の黒田祥子氏による講演②「働き方と健康、生産性との関係」、過労死遺族の講話を予定しています。

2 過重労働解消キャンペーン【資料No.2、別紙】

(1) 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問

働きやすい職場づくりや長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問して意見交換を行い、その取組事例を収集し、ホームページなどを通じて地域に紹介します。 【取材可】

訪問先:社会福祉法人敬友会 ケアハウスあおさぎ

(所在地:備前市日生町日生801)

日 時: 令和7年11月17日(月) 10:00~ (予定)

※詳細は別の Press Release をご参照ください。

(2) 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定

11月1日(土)~7日(金)を「過重労働相談受付集中期間」(11月2日(日)、3日(月・祝)を除く。)とし、岡山労働局・労働基準監督署等にて、過重労働や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、11月1日(土)を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国 一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、労働基準監督官が相談に対応し ます。

受付日時: 11月1日(土) 9:00~17:00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業電話番号:0120-794-713

- (3) 長時間労働が行われていると考えられる事業場などへの重点監督
 - ア 過労死等に係る労災請求が行われた事業場、時間外・休日労働時間数が 1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
 - イ 労働基準監督署、ハローワークなどに寄せられた相談等から、離職率が 極端に高い等の問題があると考えられる事業場等
- 3 「しわ寄せ」防止の周知・啓発【資料No.3】

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組に伴って、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう、以下の取組を行います。

- ア 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を中心に積極的な周知啓発活動
- イ 岡山労働局・労働基準監督署等に寄せられた「しわ寄せ」に関する相談を 中国経済産業局に情報提供
- ウ 監督指導において労働基準関係法令違反が認められ、その背景に委託事業者による取適法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁へ通報

「しわ寄せ」防止特設サイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

●過労死防止に関する特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html



令和7年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和7年11月1日(土)から11月30日(日)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合等に対し、長時間 労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などについて、岡山労働局長名による協力要 請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の長時間労働の削減等の過重労 働解消に向けた取組等により、取引先中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよ う、傘下企業・団体等への周知啓発を併せて要請します。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問を行います

働きやすい職場づくりや長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問して意見交換等を行い、その取組事例を収集するとともに、ホームページなどを通じて地域に広く紹介します。

◆ 訪問先:社会福祉法人敬友会 ケアハウスあおさぎ

(所在地:備前市日生町日生801)

4 日 時: 令和7年11月17日(月) 10:00~ (予定)

※詳細は後日お知らせいたします。

(3) 重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高い等の問題があると考えられる事業場等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる36協定)の 範囲内であるか等
- ② 長時間労働者に対して、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられているか
- ③ 労働時間を適正に把握しているか
- ④ 賃金不払残業が行われていないか

ウ 厳正な対応

監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合等 は、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

(4)過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日(土)から11月7日(金)までを、過重労働相談受付集中期間(11月2日(日)、3日(月・祝)を除く。)とし、岡山をはじめ全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働に係る労働相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業) でも、平日 17:00~22:00、土日祝日9:00~21:00 に相談を受け付けます。(下記参照)

(5) 特別労働相談を実施します

11月1日(土) を特別労働相談受付日とし、下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。長時間労働、賃金不払残業のほか、年次有給休暇、解雇など、労働条件全般にわたって相談に応じます。

①過重労働解消相談ダイヤル (フリーダイヤルによる全国一斉実施)

| 「電話番号] | 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

[実施日時] 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

②「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

[電話番号] 0120-811-610

[実施日時] 令和7年11月1日(土) 9:00~21:00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

上記期間以外にも、相談や情報提供を受け付けています。

ア 岡山労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日8:30~17:15)

岡山署 086-225-0591、倉敷署 086-422-8177、津山署 0868-22-7157 笠岡署 0865-62-4196、和気署 0869-93-1358、新見署 0867-72-1136

イ 労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)

平日夜間、土日祝日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

 $[79 - \cancel{y} + \cancel$

[相談受付時間] 月~ 金 17:00~22:00

土·日·祝日 9:00~21:00

[URL] https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/



(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月に、会場開催またはオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」(厚生労働省委託事業)を開催します。

また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。

(無料でどなたでも参加できます。)

[専用ホームページ] https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/



(7) 過重労働解消キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

ポスターの掲示、使用者等へのリーフレットの配布、広報誌やホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて、広く国民に周知を図ります。

過重労働解消キャンペーン

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html



過重労働解消キャンペーン

Q検索

岡山会場



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 性進シンポジウム



働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、 また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、 過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

事前申込



2025年 11月26日(水)

14:30~17:00 (受付14:00~)





岡山国際交流センター 2F 国際会議場

(岡山市北区奉還町2丁目2番1号)

講演①

「物流業界に蔓延る労働問題 ~その本質と真の解決策を求めて~

フリーライター **橋本 愛喜**氏



講演②

「働き方と健康、 生産性との関係し

早稲田大学 教授 黒田 祥子氏



○特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

後援: 岡山県、岡山県市長会、岡山県町村会 主催:厚生労働省

協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、 岡山県経済団体連絡協議会、一般社団法人岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、 一般社団法人岡山経済同友会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会



読み込んで下さい。

岡 山 会場

プログラム

[講演①]

「物流業界に蔓延る労働問題 ~その本質と真の解決策を求めて~」

橋本 愛喜 氏(フリーライター)

[過労死ご遺族の声]

[講演②]

「働き方と健康、生産性との関係」

黒田 祥子 氏(早稲田大学教育・総合科学学術院 教授)

■会場のご案内

岡山国際交流センター 2F 国際会議場

(岡山市北区奉還町2丁目2番1号)

・JR岡山駅 運動公園口(西口)から徒歩3分

■ 参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

[講演①]

橋本 愛喜氏

フリーライター

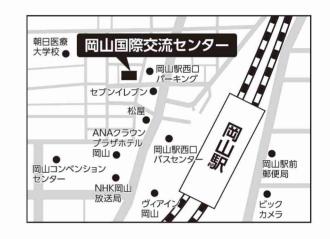
元工場経営者、日本語教師。大型自動車一種免許を取得後、トラックで200社以上のモノづくりの現場を訪問。 労働問題、災害対策、文化差異、ジェンダー、差別などに関する社会問題を中心に執筆活動を行い、著書には『トラックドライバーにも言わせて』(新潮社)、『やさぐれトラックドライバーの一本道迷路 現場知らずのルールに振り回され今日も荷物を運びます』(KADOKAWA) などがある。

[講演②]

黒田 祥子氏

早稲田大学教育・総合科学学術院 教授

慶應義塾大学経済学部卒業、博士(慶應義塾大学)。 日本銀行勤務、一橋大学助教授、東京大学准教授、 早稲田大学准教授を経て、2014年より現職。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/



- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。 FAX番号 052-915-1523
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → □ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]					
●次の該当する□	□に ょ をお願いいたします。				
	□ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員	□ 教職員 □ 医療関係者	□ 弁護士		
	務士 🗌 パート・アルバイト 🗌 学生	□ 過労死等の当事者・家族	-		
□ その他 [<u> </u>		
お名前	ふりがな	ふりがな	~~~~		
5名以上のお申込みは、	2,112	2000			
別紙(様式自由)にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな			
FAXUCC/22016					
連絡先	●TEL: ●F/	AX:			
连帕儿	●E-mail:				
企業·団体名					

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を請じ、厳重に管理いたします。

過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ



11月を中心に、全国47都道府県、参加無料 過労死等防止対策推進シンポジウム > 0570-026-027 明用ナビダイヤル 48か所で開催しています。





業務 する死亡 お お け け る る 強 過 や 重 1) 心 な 理的 負 荷 b 負 0 疾 荷 よ 患 る よ 脳 0 る精神障害を ことです。 心 臓疾患

業務 原因

過労死等 の定

業務における過重な負荷による脳 を原因とする死亡 血管疾患·心臓疾患

> 神 正

- 業務における強い心理的 とする自殺による死亡 負荷による精神障害を原 因
- 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の

蓄

、患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心

長時間労働と過労死等

《注意》

る時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との

連性が強いと評価できるとされています。

月間におおむね100時間又は発症前2か月間 ほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1 時間外・休日労働がおおむね月4時間を超えて長くなる 疾患に係る労災認定基準においては、週4時間を超える

か月間にわたって1か月当たりおおむね80

時間を超え

な

6

- ①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討 結果を踏まえたものです。
- ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含め て総合的に評価されるべきものです。
- ③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合に おけるその超えた時間のことです。
- ④2~6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間 3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が おおむね80時間を超えるという意味です。

されています。 的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があると 常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精 業務における強い心理的負荷による精神障害で、

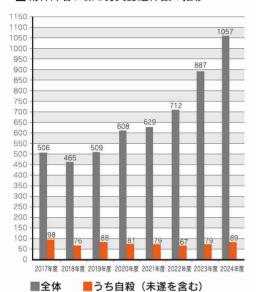


0

や

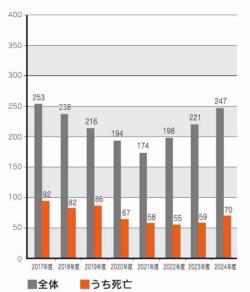


■精神障害に係る労災認定件数の推移



注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務 要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があった ものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



注) 労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務 要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があった ものを含む。

を 仕事と生活の調和 軽 境 過 「減していくことは急務となっています。 労 (職場風土を含む 労働者の健康管 死 等 0 原 大 9 0 理 を形成の上 ク・ラ に係る措置を徹底 つ で あ イフ・バランス)を図るとと る 長 労 時 働 間 著の 労 し、良好な職 働 心 を 理 削 的 減 負

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標(R6.8月変更)

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

- ◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2028年まで) 特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
- ◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
 - (1)制度を知らなかった企業割合を5%未満(2028年まで)
 - (2)制度を導入している企業割合を15%以上(2028年まで)

特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。

- ◎年次有給休暇の取得率を70%以上(2028年まで)
- ◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上(2027年まで)
- ◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上(2027年まで)
- ◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 50%未満(2027年まで)

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移



※資料出所:総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成。



※資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」



業主が取 組むべきことは? 減に向け

Answer

| 労働者の労働時間を正確に把握しましょう。

時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者に周知 週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。

[適正な労働時間の把握]

労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働

詳しく解説しています。「労働時間適正把握ガイドライン」で



[「時間外・休日労働協定(36協定)」の周知を]

労働組合(ない場合には過半数代表者)と締結し、労働基る場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせ使用者が法定労働時間(原則、1日8時間、週4時間)を

ください。 ください。 ください。 は、36協定を締結するための過半数代表者を選出数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出数に表者に届け出ることが義務づけられています。過半

①関連する国の目標 …

間以上の雇用者の割合を5%以下とする(2028年まで)週労働時間46時間以上の雇用者のうち、週労働時間6時

ました。 2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用され 働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には

が効果的です。 規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことまた、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。臨時外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、



きすぎによる健 止するために 必要なことは

Answer

積極的に支援すること、事業主は労働者の健康づくりに向け

労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

.睡眠時間の確保および健康づくりを]

びき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなけれてす。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショです。

[若年労働者などにも配慮した対策を]

あります。
に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要がと能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性などについては、心身ともに充実した状態で意欲などについては、心身ともに充実した状態で意欲などについては

を講じましょう。
メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、ぶ時間外労働を強いられることがないように、ぶ時間外労働を強いられることがないように、



高年齢労働者への取り組みは「高年齢労働者の 安全衛生対策について」で詳しく解説しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



見直せばよいですか?働き方はどのように

Answer

計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。使用者と労働者で話し合って働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた

働き方ができる職場環境を」「ワーク・ライフ・バランスのとれた

制の構築が不可欠です。制の構築が不可欠です。制の構築が不可欠です。とれた働き方ができる職場環境・業務体に動き、しつかり休暇を取得できる職場環境・業務体は、質していりを進めることが必要です。長時間労働や休場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休場環境でしてがります。とが必要です。長時間労働や休場環境でしてがります。とれた働き方ができる職場ではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和の構築が不可欠です。

♪ 関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70%以上とする(2028年まで)

合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。アルバイトも同様)は、取得することができます。労使で話し②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者(パート・られた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務年次有給休暇(年休)は、法律で定められた、労働者に与え

ることが義務づけられました。 うち年5日については、使用者が時季を指定して取得させ日数が年10日以上の全ての労働者に対して、年休の日数の2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与





(1)

Question

Answer

20

1

9

年

4

月

から、

勤

務

間

イン

夕

11

ル 制 度

0 導 入が

事業主の努力義務になりました。

勤務間

インタ

11

ル

制

度

0

導入・運用する際

0

勤務間 睡 定時 眠 時 間 間 1 以上 を タ 確保 0 休息時間を設ける制度で、働 制度の導入に努めましょう。 ル 健康な生活を送るため 制 度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間 に有効なもの く人の生活時間 です。 や

する国 0 11 ル 標

連

制度を導入する中小

の助成金があります。

例があります。

ポイント等をとり

、まとめたマニュアル、導入事

企業のうち、 制度を知らなかった企業割合を5%未満に インター 制度について、労働者数30 人以上 の

制度を導入している企業割合を15%以上とする(2028年まで)

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット 勤務間インターバル制度を導入することによって、

事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。 メリット1 従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労 感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間 の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっていま す。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図 ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確 保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3 生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中す る時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集 中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上 にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介 https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/



働き方改革推進支援助成金 (勤務間インターバル導入コース)について

https://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/0000150891.html



download.html



取り組むべきことは心の健康を保つため

Answer

状況に気づき、セルフケアに努めましょう。労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、

メンタルヘルスケアが重要

が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなまた、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚対処することが必要です。保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで



[ストレスチェックの実施を]

ます(施行は公布後3年以内))。
公布された改正労働安全衛生法により、義務となり(労働者数50人未満の事業場についても、令和7年5月に(ストレスチェック)を実施し、高ストレス者で必要な者毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査

業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。レス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事労働者はストレスチェック結果により、自身のスト

① 関連する国の目標:

●メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%

● 使用する労働者数50人未満の小規模事業場における



ストレスチェック実施プログラム(無料

https://stresscheck.mhlw.go.jp/

ストレスチェックの企業向けの相談窓口 「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

0570-031050(平日10時~17時 土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く)



職場におけるハラスメントを 防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・ 対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に 周知・啓発すること
- 相談(苦情を含む)に応じ、 適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること
- 職場におけるハラスメントへの事後の 迅速かつ適切な対応
- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者 に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する 措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること
- 併せて講ずべき措置
- 創 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
- ⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること
- 職場における妊娠・出産・育児休業等に 関するハラスメントの原因や背景となる 要因を解消するための措置
- ① 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その 他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります(施行日:公布日(令和7年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日)。事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで 詳しく解説しています。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ハラスメント対策の総合情報サイト 「あかるい職場応援団」もご活用ください。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/





Answer

取 働 1) 組 4 は 職 場 防 唐 0 か 井 6 ま 0 再 ょ は 防 1 至 ス を 防 X る 11 ま 4 (" る 0 気 必 要 連 が 0 た あ 防 1) 11 ま 坎

4



努めましょう。



どのように対応すべき? 働き方を導入する場合は

$A_{\it nswer}$

環境を整備することが重要です。企業も労働者も安心して取り組むことができるテレワークなどの働き方の導入にあたっては、

[テレワーク]

テレワークは、業務効率化に

の向上に資する等、労使ともに メリットがある働き方です。 一方で、「仕事と生活の時間の区 別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせる機会が減り、心身の不 調に気づきにくい」等の理由によ る健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生につ かて留意する必要があります。

[副業・兼業]

置を講じるようにしましょう。というのとの安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出とっても優秀な人材の獲得・流出とっても優秀な人材の獲得・流出が阻害されないように、長時間労働によって労働者の健康確保を労働を防止することや健康確保を労働を防止することや健康確保を対しましょう。

[フリーランス]

ました。 ました。 フリーランスが安心して働く フリーランス・事業者 環境の整備を図ることを目的 でい、フリーランス・の就業 適正化とフリーランスの就業 カーランスが安心して働く フリーランスが安心して働く

テレワークの適切な導入 及び実施の推進のための ガイドライン

の措置を講じること等をフ

示やハラスメント防止のため

この法律では、取引条件の明

働省HPをご確認ください。います。詳しい情報は、厚生労発注事業者に対し義務付けてリーランスに業務委託を行う



副業・兼業については 厚生労働省HPへ



フリーランス·事業者間取引適正化等法については厚生労働省HPへ



【労働者用】自宅等においてテレワークを行う 際の作業環境を確認するためのチェックリスト



【事業者用】テレワークを行う労働者の 安全衛生を確保するためのチェックリスト





備えて取り組むべき対策は 働者が過 等の危険を感じた場合に

Answer

労働者は自身の不調に気がついたら、

早めの相談

早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。

上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等に つなぐことができるようにしていくことが重要です。 事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。

.相談しやすい環境の整備を]

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されてい現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されていいくことが重要です。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、ます。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、ます。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、ます。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、また、国や民間団体により相談窓口が多く設置されていいくことが重要です。

することを心がけましょう。 ▼相談窓口は、P13・P14へ 調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談 例処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不 働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に 働きのに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等

・ 関連する国の目標 …

5%未満とする(2027年まで) 協み又はストレスがあるとする労働者の割合を悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を

- 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
- このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
- あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日	年	月	日

2.最近1か月間の勤務の状況 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に√を付けてください。

1.1か月の労働時間(時間外・休日労働時間を含む)	□ ない又は適当(0)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
2. 不規則な勤務(予定の変更、突然の仕事)	□ 少ない(0)	□多い(1)	
3. 出張に伴う負担(頻度・拘束時間・時差など)	□ ない又は小さい(0)	□ 大きい (1)	
4. 深夜勤務に伴う負担**2	□ ない又は小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である (O)	□ 不適切である(1)	
6. 仕事についての身体的負担**3	□ 小さい (0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
7. 仕事についての精神的負担	□ 小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい(0)	□ 大きい (1)	□ 非常に大きい(3)
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない(0)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない(0)	□多い(1)	□ 非常に多い(3)
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない(0)	□ 時々ある(1)	□ よくある(3)
12. 勤務日の睡眠時間	□ +分(0)	□ やや足りない(1)	□ 足りない (3)
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間**4	□ +分(0)	□ やや足りない(1)	□ 足りない (3)

※2:深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯(午後10時-午前5時)の一部または全部を含む勤務を言います。 ※3:肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担 ※4:これを勤務間インターバルといいます。

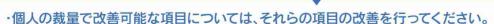
「許なのはにの証法」	タカのダラのし)内の数字を全て加質し	アノだナい
1 手 / 7 2 2 (/) / / / / / / / / / 平 1 1 1	4/3/11/2/4/11		1 6 1 7 1.1

合計 点

 A
 O点
 B
 1~5点
 C
 6~11点
 D
 12点以上

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の <mark>点数が2~7の人</mark> は、<mark>疲労が蓄積されている可能性</mark> があり、 チェックリストの2に掲載されている"勤務の状況"の項目の改善が必要です。



- ・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。
- 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。 睡眠や休養などを見直すことも大切です。
- 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

1.最近1か月間の自覚症状 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に√を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
2. 不安だ	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
3. 落ち着かない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
4. ゆううつだ	□ ほとんどない(0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
5. よく眠れない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
6. 体の調子が悪い	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
10. やる気が出ない	□ ほとんどない (0)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
11. へとへとだ(運動後を除く)**1	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない (O)	□ 時々ある(1)	□ よくある (3)		
※1:へとへと:非常に疲れて体に力がなくなったさま					

【自覚症状の評価】各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

合計 点

3~7点 Ⅲ 8~14点 0~2点 15点以上

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、 あなたの疲労蓄積度の点数(0~7)を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

			勤務の	の状況	
		Α	В	С	D
	1	0	0	2	4
自覚症	II	0	1	3	5
症状	Ш	0	2	4	6
171	IV	1	3	5	7

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正し	く行われない可能性があります。
-----------------------------	-----------------

· A	点 数	疲労蓄積度
र्भवा	0~1	低いと考えられる
定	2~3	やや高いと考えられる
	4~5	高いと考えられる
	6~7	非常に高いと考えられる

あなたの疲労蓄積度の点数は

点(0~7)

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理や メンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。 また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。





●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/



■こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

電話相談 0120-565-455 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。 電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/



◎過労死等防止のための取組

●厚生労働省 過労死等防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000053725.html



●過労死等防止調査研究センター(RECORDs)

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。 https://records.johas.go.jp/





◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓[

●過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/





●全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/



●過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.jp/



◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、 総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。 "Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610 平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、 事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html



●都道府県労働局雇用環境·均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。 https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/



働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた アドバイスを無料で行っています。



お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、 自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。 https://work-holiday.mhlw.go.jp/



11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を 収集し、広く紹介します。

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

労働相談を実施します

11月1日(七)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国 一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相 談に応じます。

相談無料

4

5

令和7年11月1日(土) 9:00~17:00

國 0120-79

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、 「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/



過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、

「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/



参加費無料

11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止 について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ 🕨 https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。



その無理な発注の「**しわ寄せ」**で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する 適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署











大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- **①** 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、 納期の適正化を図ること。
- 2 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- 3 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
- ■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく 「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

● 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の<u>適正なコストは委託事業者が負担する</u>こと。
- ●委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- ●委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- ●委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期 発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- ●発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること**。

❷ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土)9:00~17:00 😿 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(0000120-811-610)で相談できます。



過重労働解消 キャンペーン